

大通達甲（厚生）第1号
令和元年6月28日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

「警察庁舎等における禁煙実施方針」の制定について（通達）

健康増進法（平成14年法律第103号）の改正について、多数の者が利用する施設のうち、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎等の特定施設における規定が令和元年7月1日から施行されることから、別添のとおり「警察庁舎等における禁煙実施方針」を定め、令和元年7月1日から実施することとしたので、方針に基づく適正な対応に努められたい。

なお、「警察庁舎内における禁煙実施方針」の制定について」（平成22年5月18日付け大通達甲（厚生）第2号）は、同日付けで廃止する。

（厚生課健康管理係）

警察庁舎等における禁煙実施方針

1 趣旨

健康増進法（平成14年法律第103号）の改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設のうち、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎等の特定施設においては、一定の場所を除き喫煙を禁止することとされている。

大分県警察においても改正の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するための取組みを積極的に進めるとともに、勤務する職員の健康の保持増進を図り、快適な職場環境の形成を図ることを目的として、健康増進法その他関連規定に定めるもののほか、大分県警察における基本的な方針を示すものである。

2 基本方針

- (1) 警察本部の所属長、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）が管理する建物（交番、警備派出所及び駐在所の事務室内を含む。）及びその敷地（以下「警察庁舎等」という。以下同じ。）においては、喫煙を禁止するものとする。
- (2) 警察公用車内は喫煙を禁止するものとする。

3 実施要領

(1) 所属長の責務

- ア 所属長は、警察庁舎等に喫煙の器具、設備（灰皿等）を設置してはならない。
- イ 所属長は、警察庁舎等において、喫煙し、又は喫煙しようとする者に対し、喫煙の中止又は当該場所からの退出を命ずるものとする。
- ウ 所属長は、前記ア及びイに定めるもののほか、警察庁舎等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めるものとする。

(2) 職員の責務

- ア 職員は、警察庁舎等以外の場所において喫煙をするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮するものとする。
- イ 所属長以外の者が管理する施設に執務室を置く所属の職員は、前記2の基本方針に基づき、当該施設の建物及びその敷地内で喫煙してはならない。

(3) 職員以外の警察庁舎等利用者への周知

所属長は、ポスターの掲示その他必要に応じた教示、広報により、警察庁舎等における喫煙が禁止である旨を周知し、利用者に対し遵守を求めるものとする。

(4) 喫煙者に対する禁煙支援等

警務部厚生課においては、喫煙者に対して、禁煙への行動変容を促すための研修、禁煙支援等を推進するものとする。

附 則

この方針は、令和元年7月1日から施行する。